

厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則
の一部改正（案）について

1. 改正の内容

(と畜場における牛海綿状脳症に係る検査の対象となる牛の月齢)

第1条 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号。以下「法」という。）

第7条第1項の厚生労働省令で定める月齢は、21月とする。

2. 公布期日

平成17年7月上旬

3. 施行期日

平成17年8月上旬

厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部改正(案)に関する御意見の募集について

1. 実施期間 平成17年5月9日～平成17年6月9日
2. 提出方法 インターネット、郵送
3. 提出状況 450通
4. 御意見の概要及びそれに対する厚生労働省の回答

	御意見の概要	厚生労働省の回答
1	BSEの原因等については、いまだに未解明な部分が多く残されており、特定危険部位(SRM)の除去に関する監視体制、牛をと畜する際のピッシングの廃止、飼料対策を含めた対策強化がこれから実施される段階です。全頭検査の見直し検討は、これから一連の対策の実効性が確認されてから行うべきであり、現段階での施行規則の改正は時期尚早です。	食品安全委員会の答申には、「結論」とは別に「おわりに」という部分があり、そこには、「科学的知見がきわめて限られていることから月齢見直しは一連の対策の実効性が確認されてから行うのが合理的な判断である」という内容が留意すべき意見として記述されています。食品健康影響評価は、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて客観的かつ中立公正に行われることが基本であり、当該食品健康影響評価の結果である答申の「結論」部分を踏まえ、BSE検査月齢の見直しについて、対応しているところです。また、SRM管理についても重要なBSE対策と認識しており、食品安全委員会の答申審議の経過も踏まえて、今後、ピッシングの廃止を含めたSRM管理の徹底について、適切に対応いたします。
2	今回の改正案は、「20ヶ月齢以下からプリオンの検出が困難」としていますが、米国カリフォルニア大学の研究では、若齢牛でも異常プリオン検出が可能とする研究も発表されています。検査技術が日進月歩している今日において、わずか3年足らずでの全頭検査見直しは米国牛輸入再開ありきの全頭検査の見直しと言わざるを得ません。	BSE全頭検査については、平成13年10月当時、①牛の月齢が必ずしも確認できなかったこと、②国内でBSE感染牛が初めて発見され、国民の間に強い不安があったこと、等の状況を踏まえて開始したものです。BSE対策については、他の食品安全対策と同様、科学的合理性を基本として判断すべき問題と考えており、昨年9月に食品安全委員会においてとりまとめられた、BSE国内対策に関する評価・検証に沿って、同年10月15日に全頭検査を含む国内対策の見直しについて食品安全委員会に諮問し、本年5月6日に食品安全委員会から答申を受けたところです。厚生労働省としては、検査対象月齢の見直しに当たって、食品安全委員会の科学的な評価結果を踏まえて対応しているところであり、BSE検査法については、引き続き情報収集するとともに、高感度・迅速診断法の研究開発を進めます。なお、BSE高感度検査法が開発された場合には、生体牛での検査の可能性、その時点でのリスク評価の状況等も踏まえ、食品安全委員会や農林水産省と連携して、BSE対策について必要な対応をとりたいと考えています。
3	20ヶ月以下の牛は狂牛病の全頭検査を外すということには私は反対です。食の安全は今の技術で出来る試験により病気を排除しなければならぬと思います。外圧に屈してはならないと考えます。20ヶ月以下の牛では狂牛病に汚染されていないかどうか不明であれば20ヶ月以下の牛肉を食べるのを法律で禁止すべきだと思います。	現在実施されているBSE迅速検査法では、延髄門部の異常プリオンたん白質の量が検出限界に満たない場合は、陰性と判定されます。そのような原理ですから、21ヶ月以上の感染牛でも検出限界以下の場合は陰性と判定されます。つまり、感染が判明しはじめる月齢を越せば、検出限界以下の感染牛も含めて100%見つけられるという方法ではありません。したがって、安全なものを食用に供するために、検査だけでなく脳や脊髄などのSRM除去を全頭全月齢で行うとともに、間接的にリスクを低下させるために飼料規制が行われています。
4	検査を潜り抜ける可能性のあるものは流通させない、食用に供さないというのが普通の考え方ではないでしょうか。検査の精度をあげるというのは理想であり目標ではありますが、現時点では技術的にも予算的にも限界があるでしょう。しかし20ヶ月齢以下の牛を流通させないというのは技術的にも予算的(商業的な意味ではありません)にも至極簡単なのではないのでしょうか。	

	御意見の概要	厚生労働省の回答
5	<p>改正案の理由は、要するに20ヶ月未満の牛については検査をしても発見できないというに尽きるが、今後の科学の進歩によって検査の精度が上がることを全く考慮に入れていないのはおかしい。安全性を最優先する見地からは、20ヶ月未満の牛では検査で検出できないのであれば、20ヶ月未満の牛については食用にしないというのがスジであって、改正案は逆さまである。</p>	<p>現在実施されているBSE迅速検査法では、牛の月齢に関わりなく、延髄門部に仮に異常プリオンたん白質が存在していても、その量が検出限界に満たない場合は、陰性と判定されることとなります。したがって、BSE対策という面からみても、御指摘のような対応は困難と考えます。なお、BSE検査法については、引き続き情報収集するとともに、高感度・迅速診断法の研究開発を進めます。なお、BSE高感度検査法が開発された場合には、生体牛での検査の可能性、その時点でのリスク評価の状況等も踏まえ、食品安全委員会や農林水産省と連携して、BSE対策について必要な対応をとりたいと考えています。</p>
6	<p>異常プリオンの権威プルシナー教授は現在の検査法より数百倍も感度が高い新検査法を開発しています。来年にも実用化できる見通しといい、講演後に「19・5カ月や6カ月の牛から異常プリオンが検出できないというのは、科学的にはナンセンスだ」と語りました。(毎日新聞2004年12月8日) 若い牛で来年にも近い将来異常プリオンが検出できます。だから、全頭検査は続けるべきです。</p>	<p>プルシナー博士が開発中のBSE検査キットについては、未だ実用化されているものでないため、厚生労働省としては、引き続き関連情報の収集に努めることとしています。したがって、BSE検査法については、引き続き情報収集するとともに、高感度・迅速診断法の研究開発を進めます。なお、BSE高感度検査法が実用化された場合には、生体牛での検査の可能性、その時点でのリスク評価の状況等も踏まえ、食品安全委員会や農林水産省と連携して、BSE対策について必要な対応をとりたいと考えています。</p>
7	<p>BSEはその発生原因も科学的に十分解明されておらず、国内で21ヶ月齢と23ヶ月齢の感染牛が確認されるなど、20ヶ月齢以下にリスクがないとは言いきれません。また、国内でも変異型クロイツフェルト・ヤコブ病を原因とする死者が発生するなど、依然としてBSEに対する不安が続いており、先に行われた食品安全委員会のプリオン専門調査会がまとめた答申案に対する意見募集(パブリックコメント)で出された意見でも、7割以上が全頭検査の見直しに反対を表明しています。</p>	<p>食品安全委員会の答申の結論部分において、「全頭検査した場合と21ヶ月齢以上検査した場合、いずれにおいても「無視できる」～「非常に低い」と推定されています。定量的評価による試算でも同様の推定が得られています。これらの結果から、検査月齢の線引きがもたらす人に対するリスクは、非常に低いレベルの増加にとどまるものと判断される」とされています。なお、答申本文においては、「全頭検査から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合、20ヶ月齢以下で検出限界を超えたBSE感染牛が存在しない場合にはリスクは変化しない。一方、存在する場合には、リスクの増加は否定できないが、食肉のBSEプリオン汚染率は「非常に低く」その汚染量は「無視できる」～「非常に少ない」と考えられる」とされています。したがって、現行の飼料規制が2001年10月から実施されて以来、相当期間が経過している状況等から考えると、2003年7月以降に生まれた牛の中に、20ヶ月齢以下の段階で検出限界を超えるBSE感染牛がいることはゼロと断定することはできませんが、極めて考えにくいレベルのもの、と受け止めています。また、科学的評価に基づく安全が消費者の安心に結びつくようリスクコミュニケーション等を通じて国民の理解が得られるよう努力いたします。</p>
8	<p>日本国内ではBSE感染牛が確認されて以来、政府は国内で「と畜」されている全ての牛の検査と特定危険部位の除去、飼料規制の徹底等を行い、同様に米国でBSEの発生が確認されて以降米産の牛肉及び牛肉加工品の輸入を全面的に禁止することにより、牛肉に対する日本国民への信頼回復に努めてきました。だが、この間、専門家による調査・研究を持ってしてもBSEの汚染源や感染経路を明確に特定することが出来ていません。</p>	<p>感染経路の解明については農林水産省で対応しておりますので、担当部局あてに御意見をお伝えいたします。</p>
9	<p>わが国のBSE牛の発症については、肉骨粉による感染が疑われるにしても、それによるのか、または代用乳によるのか、もしくは別の感染経路をとったのか、更には孤発性の発症なのか、依然として明らかになっていません。感染経路の解明は、直接的には月齢問題とは性格を異にする問題ですが、BSE対策推進のためにも、また消費者の安心感確保のためにも重要な課題と考えます。感染経路の解明が「科学的合理性」の補強につながると考えます。</p>	

	御意見の概要	厚生労働省の回答
10	日本でのBSEの発生については海外から輸入した飼料も疑われています。食品の輸出入の国際化(グローバルゼーション)によって食の安全を担保する社会システムそのものが脆弱化している可能性があります。	
11	と畜場における牛海綿状脳症に係る検査の対象となる牛の月齢を21月とし、全頭検査を緩和することには強く反対です。わが国では、BSEが発生した平成13年9月以降、全頭検査などによる安全・安心の確保に加え、発生サイクルを遮断するための飼料規制やBSE発生国からの牛肉輸入停止などの措置を徹底して行ってきました。その成果が確実に出てくれば、いずれ全頭検査をしなくてもいい時代が数年後にやってくるはずですが、特に、全頭検査によって国産牛肉に対して消費者から安全・安心と信頼確立が図られる今日、更に食品安全委員会の答申に対し全頭検査緩和に反対する意見などが7割も寄せられている中で、国民理解を得られないまま、BSE全頭検査の緩和を急ぐ理由と必要性はまったくないと思われれます。	BSE対策については、他の食品安全対策と同様、科学的合理性を基本として判断すべき問題と考えており、昨年9月に食品安全委員会においてとりまとめられた、BSE国内対策に関する評価・検証に沿って、同年10月15日に全頭検査を含む国内対策の見直しについて食品安全委員会に諮問し、本年5月6日に食品安全委員会から答申を受けたところです。厚生労働省といたしましては、検査対象月齢の見直しに当たって、食品安全委員会の科学的な評価結果を踏まえて対応しているところです。また、制度変更に伴い生じかねない消費者の不安な心理を払拭し、生産・流通の現場における混乱を回避する観点から、21か月齢未満の牛について地方自治体が自主検査を行う場合は、引き続き国庫補助を行う予定です。なお、科学的評価に基づく安全が消費者の安心に結びつくようリスクコミュニケーション等を通じて国民の理解が得られるよう努力いたします。
12	BSEの原因についてはいまだに未解明な部分が多い中、20カ月以下のスクリーニング検査中止は科学的根拠に基づくものではなく、国民の不安感は強く存在しています。全国的にも全頭検査を継続する自治体が多く、私が居住する群馬県でも継続が決定されました。一部でスクリーニング検査が中止されることにより、「検査された牛肉と、検査されない牛肉は明確に区別されるのか？」など、混乱と不安の増大も予想されます。国民は「安全」と同時に「安心」も求めています。国民の安心を確保するためには、コストが掛かっても全頭検査を続け、総て検査済みという安全性を確立するしかありません。	
13	腸については昨年OIEが策定する規範が改定された際にSRMとして新たに加えられましたが、日本では回腸遠位部のままです。腸全体をSRMとし除去されることを要望します。	欧米における腸に関するSRMの指定状況については、① EUにおいては、腸全体をSRMに、② 米国においては、回腸遠位部に感染性があるため、これをSRMとしていますが、廃棄対象は、これを含む小腸全体、としています。これらの国においてこの様な対応がとられているのは、回腸遠位部以外の腸にBSE感染性を認めたためではなく、腸を食する習慣がなく、経済的価値が低いため、回腸遠位部のみをSRMとして管理することが实际的でないということが背景と理解しています。一方、我が国においては、腸を食する習慣があり、回腸遠位部の除去について適切に管理を行うことができることから、腸については、回腸遠位部のみをSRMとして除去することとしています。なお、本年度開催されたOIE総会において、BSEを含む陸生動物衛生規約の改正が行われたところであり、SRMが腸全体ではなく、回腸遠位部に限定されたところです。